

新婚夫婦へ経済支援のお知らせです

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住宅購入建設費用・リフォーム費用・賃貸費用・引越費用の一部を補助します。

補助金額

1世帯あたり

最大**30**万円

婚姻日の年齢が夫婦ともに
29歳以下なら

1世帯あたり

最大**60**万円

対象世帯
(主な要件)

- ◎婚姻日が令和7年1月1日～令和8年3月31日
- ◎婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ◎新婚世帯の所得を合計した金額が500万円未満

詳しくは、裏面のフローチャートをチェック！

対象費用
及
び
申請期限

①住居の購入費用・建設費用

○住宅の取得費・工事費が対象です

②住居のリフォーム費用

○既存の住宅の機能維持や向上を図るために行うリフォーム工事（修繕・増築・改築・設備更新）に要した費用が対象です

③住居の賃借費用

○住宅の賃貸費・共益費・敷金・礼金・仲介手数料が対象です

④引越費用

○引越業者または運送業者へ支払った費用が対象です

令和7年4月1日～令和8年2月28日に支払った費用が対象です
(申請の際 領収書が必要になりますので申請まで保管をお願いします)

申請期限: 令和8年3月6日(金)

※**令和8年3月に対象費用の支払いが見込まれる方は**
お問い合わせ先までご連絡ください

詳細につきましては窓口・町ホームページにてご確認ください

申請先・お問い合わせ先

上川町認定こども園ここふれ 内

上川町保健福祉課介護福祉グループ 子ども子育て係

☎01658 - 2 - 1030 / 受付時間: 平日8:30～17:15(土日、祝祭日を除く)

START

支給対象フローチャート

→ はい
→ いいえ

婚姻日は令和7年1月1日から
令和8年3月31日の間ですか

婚姻日の年齢は夫婦ともに
39歳以下ですか

令和6年中(令和7年度所得証明書
にて確認)の世帯の所得合計額は
500万円未満ですか

夫婦のうち
令和6年中に
貸与型奨学金を
返済した方は
いますか

世帯所得の合計金額から令和6年中に返済した奨学金の
額を控除すると、500万円未満になりますか

以下、すべての条件に該当しますか
☐夫婦双方又は一方の住所が上川町内の支援対象となる住宅の住所か
☐夫婦双方又は一方が過去にこの制度に基づく補助を受けたことが無い
☐同一世帯に属する者全員が町税等の滞納をしていないか

対象となりません

対象となる可能性があります

申請を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、申請期限までに認定こども園窓口までご提出ください。(様式は窓口またはホームページからご入手できます。)

町公式ホームページでもご確認いただけます

当チラシにて掲載してある情報の詳細や申請方法は公式ホームページからご確認することが出来ます。右のQRコードからアクセスできますので是非ご確認ください。

公式HPはこちらから▶

